

特表 2023-501281 2023年1月18日	A61K 8/31 A61Q 17/04 A61K 31/015 A61P 17/02	青色光の有害な影響から皮膚を保護するためのノイロスポレンの使用 【要約】 本発明は、青色光及び/又は UVA の有害な影響から皮膚を保護するため、表皮再生若しくは新生を促進するため、及び創傷治癒を刺激するためのノイロスポレンの使用に関する。	デノヴェ コラーゲン グリコサミン ヒアルロン酸	
特願 2022-525626 2020年10月30日 PCT/FR2020/051970 WO2021/084213 2021年5月6日 優(FR)1912313 2019年11月2日				
分類	F110:化粧品・類似化粧品	F150:日焼け止め組成	DADA:外皮に適用する	DADS:組織細胞の機能
H136:カチオン				

【特許請求の範囲】 請求項の数 20

2023年1月18日発行

【請求項 1】

青色光及び/又は UVA 照射の 1 つ又は複数の有害な影響から皮膚を保護するため、及び/又は表皮再生若しくは新生を促進するため、及び/又は皮膚の癬痕領域若しくは損傷領域の美的外観を改善するための、ノイロスポレンを含む組成物の化粧用の使用。

【請求項 2】

前記組成物がノイロスポレンを化粧用活性成分として含む化粧用組成物である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 3】

前記組成物が有効量のノイロスポレン、好ましくは組成物の全質量に対して 0.00001 質量%~20 質量%のノイロスポレンを含む、請求項 1 又は 2 に記載の使用。

【請求項 4】

前記組成物が 1 つ又は複数の他のカロテノイド、好ましくはフィトエン、リコピン、フィトフルエン、ゼータ-カロテン及び/又はガンマ-カロテンを含む、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 5】

前記組成物がフィトエン、リコピン、及びゼータ-カロテンも含む、請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 6】

前記組成物が、好ましくは保湿剤、抗酸化剤、抗老化剤、テンション剤、皮膚軟化剤、UV-遮蔽剤、植物抽出物、藻類抽出物、精油、消毒剤、抗生物質、抗真菌薬若しくは駆虫薬、収斂剤、又は細胞新生を刺激するための他の薬剤から選択される、1 つ又は複数の追加の化粧用活性成分を含む、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 7】

前記組成物がメトキシノイロスポレン、スフェロイデノン、及び/又はイプシロン-カロテンを含まない、請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 8】

前記ノイロスポレンが組成物中に存在する全カロテノイドの 50 質量%以上に相当する、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 9】

青色光及び/又は UVA 照射の有害な影響に対抗するため、好ましくは皮膚老化若しくはその兆候、好ましくはしみの出現、皮膚脱水、しわ若しくは小じわの形成、皮膚のゆるみ、又は

顔の艶の輝きの不足に対抗するため、及び/又は表皮再生若しくは新生を促進するため、及び/又は皮膚の癬痕領域若しくは損傷領域の美的外観を改善するための化粧方法であって、請求項 1 から 8 のいずれか一項に規定の組成物の皮膚への局所投与又は経口投与を含む、化粧方法。

【請求項 10】

青色光及び/又は UVA 照射の有害な影響に対抗するため、又は表皮再生若しくは新生を促進するため、及び/又は皮膚の癬痕領域又は損傷領域の美的外観を改善するための、化粧用組成物を調製する方法であって、少なくとも 1 つの化粧上許容可能な賦形剤を、有効量のノイロスポレン、並びに場合によりフィトエン、リコピン、フィトフルエン、ゼータ-カロテン、及び/又はガンマ-カロテンと混合する工程を含む、方法。

【請求項 11】

前記青色光及び/又は UVA 照射の有害な影響が、皮膚老化及びその兆候、好ましくはしみの出現、皮膚脱水、しわ若しくは小じわの形成、皮膚のゆるみ、及び/又は顔の艶の輝きの不足から選択される、請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の使用、又は請求項 9 若しくは 10 に記載の方法。

【請求項 12】

前記青色光及び/又は UVA 照射の有害な影響が、しみの出現及び皮膚脱水から選択される、請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の使用、又は請求項 9 若しくは 10 に記載の方法。

【請求項 13】

青色光により引き起こされる概日サイクルの障害を制限する又は防ぐための、ノイロスポレンを含む組成物の化粧用途の使用。

【請求項 14】

前記組成物が請求項 1 から 8 のいずれか一項に規定される通りである、請求項 13 に記載の使用。

【請求項 15】

前記組成物の意図している対象が、治療処置を必要とする皮膚病変又は損傷を負っていない対象である、請求項 1 から 8 及び 11 から 14 のいずれか一項に記載の使用、又は請求項 9 から 12 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 16】

皮膚損傷、好ましくは創傷、熱傷、又は擦過傷の治療において使用するための、ノイロスポレンを含む医薬組成物。

【請求項 17】

有効量のノイロスポレン、好ましく (以下略)